

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 30 年 9 月 21 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 Oh!Me 大津テラス 大津市打出浜 448 番 2 号
- 2 意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 地元の学区自治連合会長および自治会長に事業内容を説明されたい。また、当該自治会等からの要望があれば、適切な対応をお願いしたい。
 - (2) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じられたい。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。
 - (3) 当該店舗から排出されるごみについては事業系廃棄物のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 3 条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託も含む。）等するとともに、家庭用ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。
特に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。
 - (4) ごみの減量化、再資源化に努められたい。
 - (5) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成 6 年大津市条例第 17 号）第 30 条に基づくごみの保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。
 - (6) 一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区分して保管されたい。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成 6 年大津市規則第 45 号）第 16 条の保管基準を遵守すること
 - (7) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻やがれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
 - (8) 当該店舗が営業開始され次第、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第 16 条の 3 に定めるところにより、事業系廃棄物管理責任者を選任するとともに、同条例第 16 条の 4 に定めるところにより事業系廃棄物減量等計画書を毎年提出すること。
 - (9) 危険物を貯蔵し、または取り扱う場合は、消防関係法令を遵守すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 - 1
 - (2) 縦覧期間 平成 30 年 9 月 21 日から平成 30 年 10 月 22 日まで